

西宮市卸売市場整備基本方針

～西宮市卸売市場の今後のあり方に関する方針～

平成 25 年 3 月

西宮市卸売市場整備検討委員会

目 次

1. 基本方針策定の目的	1
(1) 策定の目的	1
(2) 上位・関連計画の整理	2
2. 卸売市場を取り巻く社会的潮流	5
(1) 卸売市場の動向	5
(2) これからの卸売市場に求められる機能	12
3. 西宮市地方卸売市場・西宮東地方卸売市場の沿革	14
4. 西宮市地方卸売市場・西宮東地方卸売市場の概要	16
5. 西宮市卸売市場の現状	19
(1) 建物状況の整理	19
(2) 流通の実態	23
(3) 卸売業者・買受人の動向	32
6. 西宮市卸売市場の課題	41
7. 今後の西宮市卸売市場の基本的な考え方	46
8. 整備事業の実現化に向けた課題	54
<資料>	56

1. 基本方針策定の目的

(1) 策定の目的

西宮市の2つの卸売市場（公設の西宮市地方卸売市場と民設の西宮東地方卸売市場；以下、西宮市卸売市場と称する。）は、JR西宮駅の南西地区に混在立地している。

近年の卸売市場を取り巻く情勢の変化は著しく、国の整備方針からも、「変化に的確に対応し、その機能を十全に發揮していくため、卸売市場の位置付けや役割、機能強化の方向、市場施設の整備や運営のあり方等卸売市場の将来方向を検討し、実行に移す体制の構築が必要」であることが指摘されている。

西宮市卸売市場については、市場内の施設の老朽化や卸売業者の減少等から、市場運営や施設面で多くの課題を抱えている。これまでも移転計画は再三検討されてきたが、いずれも断念してきた経緯がある。しかしながら、減少傾向にあるものの、まだ一定規模の取扱数量を維持している現段階において、卸売市場のあり方について検討する機会は、いわば最後のチャンスであるともいえる。

そこで、西宮市では、平成22年に学識経験者を構成員とする「西宮市卸売市場整備検討委員会」を設置し、今後のあり方等について検討を進めてきた。平成23年度には、今後の卸売市場の整備における基本的な考え方を、「安全・安心な食材の提供という“公設市場”が有する機能は残しつつも、“公設”的意義が薄れている現状も踏まえ、新たな機能や運営・経営体制等について、民営化も含めた地域活性化の拠点として、新体制を検討していく必要がある」とまとめたところである。

そのまとめを踏まえ、平成24年度は、市場関係者（事業者、地権者）及び行政も含めた「西宮市卸売市場整備検討委員会」によって、卸売市場の今後のあり方に関する方針を明らかにすることを目的に、基本方針を策定するものである。

(2) 上位・関連計画の整理

ここでは、西宮市卸売市場において主な上位・関連計画となる、次の5つの方針及び計画を整理する。

- ①「卸売市場整備方針」(平成22年10月、農林水産省)
- ②「兵庫県卸売市場整備計画（第10次）」(平成24年3月、兵庫県)
- ③「第4次西宮市総合計画」(西宮市)
- ④「西宮市農業振興計画」(西宮市)
- ⑤「西宮市都市計画マスターplan」(西宮市)

- ①「卸売市場整備方針」(平成22年10月、農林水産省)

<基本的な考え方>

- ・コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
- ・公正かつ効率的な取引の確保
- ・食の安全や環境問題等への社会的要請への適切な対応
- ・卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- ・卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- ・経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

<卸売市場の適正な配置の目標>

地方卸売市場の適正な配置の目標としては、次のような考え方が示されている。

地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品等流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、必要に応じて、都道府県卸売市場整備計画に、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場（水産物産地市場を除く。）であって、次に掲げる措置のいずれかを講じるもの（地域拠点市場）を定めること。

- ・他の地方卸売市場との統合
- ・他の卸売市場との連携した集荷・販売活動

②「兵庫県卸売市場整備計画（第10次）」（平成24年3月、兵庫県）

＜兵庫県卸売市場がめざす姿＞

「Originality・Vision・Mindをもった“自ら行動し、社会に信頼され、親しまれる卸売市場”が、互いに競い合いながら連携することにより、県民に食を安定的に供給する」

＜めざす姿の実現に向け、重点的に取り組むべき課題の提起＞

“自ら行動する卸売市場へ”	課題I 集荷力・販売力の強化
“社会に信頼される卸売市場へ”	課題II 食の安全確保・県民の信頼確保
	課題III 環境配慮型市場への転換
“親しまれる卸売市場へ”	課題IV 卸売市場の「財たから」の活用・継承

＜卸売市場の整備方針＞

整備方針については、生鮮食料品等の安定的かつ円滑な県内流通確保を考慮しつつ、各卸売市場開設者など卸売市場自らが現状認識を踏まえて描く将来構想とそれに向かう方針や関係機関の方針を第一とした上で、生産・消費動向、買出入の分布状況などを勘案し、次の考え方を基本とする。

（消費地市場）

ア 県下一円の流通圏の中で、中央卸売市場の配置を前提として、それを補完する地方卸売市場などを配置するとともに、県外产地からの集荷を行う広域集荷型の卸売市場、地場产地からの集荷を行う域内集荷型の卸売市場及び両役割を併せ持つ卸売市場の調和を図り、県内に安定的・効率的に供給できる体制を維持していく。
各卸売市場の整備などについては、当該市場開設者の整備構想とこれに対する関係市町の意見などを踏まえ、地域の実情に応じて進める。

イ 各地方卸売市場の取扱量、施設規模、整備予定等を勘案し、当整備計画において生鮮食料品等の円滑な流通の拠点となる卸売市場を位置づける。

ウ 中央卸売市場整備計画に基づく中央卸売市場の再編の検討がなされており、今後、進捗状況を踏まえ、地方卸売市場などの再編についても検討する必要がある。

西宮市地方卸売市場は、「地域拠点市場」として位置づけられている。

③「第4次西宮市総合計画」(西宮市)

(平成21年度～30年度)

にぎわい・そうぞう

No.40 産業の振興

卸売市場については、流通構造の変化に対応可能な施設として、また市民に開かれた施設としての再整備をめざします。

④「西宮市農業振興計画」(西宮市)

(平成18年～27年)

だれもが元気になる持続的な都市農業の展開

2 西宮らしさを生かした販路の多様化

(2)市内卸売市場の活用

市内卸売市場への出荷を拡大し、地場流通ルートの強化を図るため、農業者による品質の統一と継続出荷を推進するとともに、市場側に大量荷受、価格の安定、地場産野菜の優先的販売などの取組を促す。

⑤「西宮市都市計画マスターplan」(西宮市)

(平成23年度～概ね10年間)

まちづくりの基本方針 06

元気やにぎわいを生み出す

○にぎわいと魅力あふれる市街地の形成

- ・阪神西宮駅からJR西宮駅周辺については、本市の中心地にふさわしい都市空間、都市デザインを誘導し、都市核にふさわしい市街地の形成を図ります。
- ・多くの人が集まる大学や駅などの地域については、その特性に合わせた様々な機能の集積を図り、個性とにぎわいのあるまちなみ整備を図ります。

2. 卸売市場を取り巻く社会的潮流

(1) 卸売市場の動向

【要点】

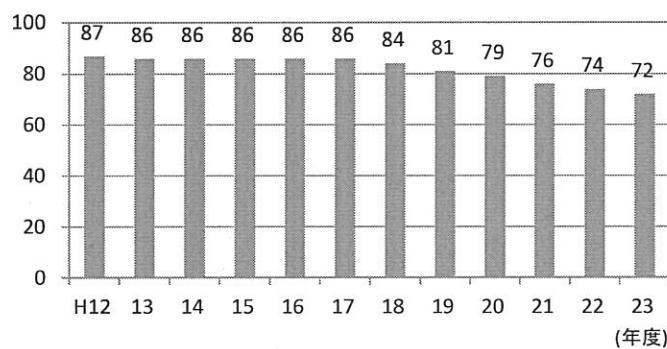
- ・全国的に卸売市場の数は減少
中央卸売市場は国の再編方針から、基準に合わない卸売市場は地方卸売市場へ移管
地方卸売市場も減少
- ・全国の地方卸売市場の取扱数量・金額は減少傾向
- ・兵庫県内卸売市場の取扱数量・金額も減少傾向
- ・卸売市場経由率は低下傾向であり、野菜7割、果物5割弱となっている
ただし、国産青果物の卸売市場経由率は9割弱を維持しており、卸売市場経由率の低下は、輸入青果物の増加と加工品の増加に起因している
- ・地方卸売市場の卸売業者数も減少傾向
- ・中央卸売市場から地方卸売市場、公設公営から民営へ
- ・食の安全・安心等に対する施設整備に取り組む卸売市場も現れてきている
ただし、公設市場については検討段階の市場が多い

① 経営形態別卸売市場数の推移

○中央卸売市場

- ・中央卸売市場は平成18年度以降減少傾向にある。

中央卸売市場数の推移

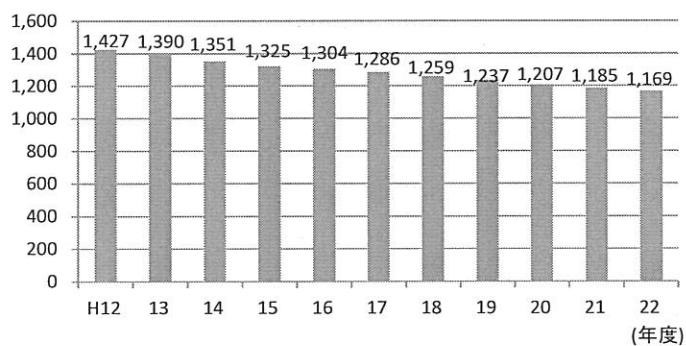


資料：卸売市場データ集（農林水産省）

○地方卸売市場

- ・地方卸売市場も減少傾向にあり、平成22年度は平成12年度に比べ約18%減少している。

地方卸売市場数の推移

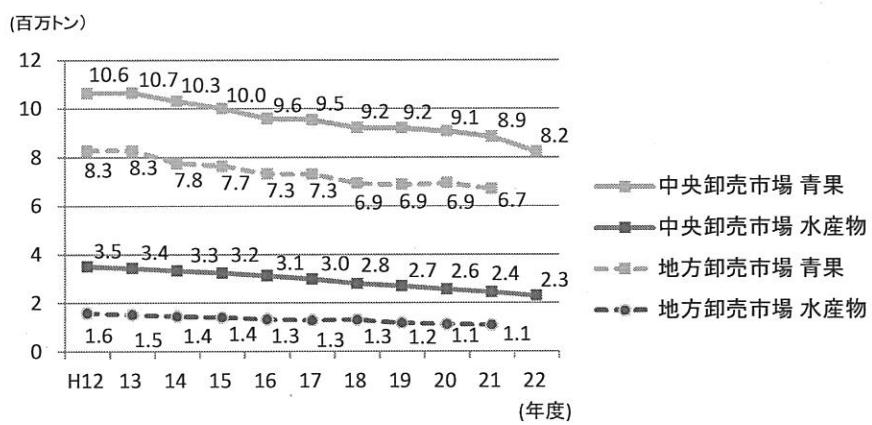


資料：卸売市場データ集（農林水産省）

②卸売市場取扱数量の推移

- ・中央卸売市場、地方卸売市場とともに取扱い金額は減少傾向にあるが、地方卸売市場の青果については減少率が比較的小さい。
- ・地方卸売市場の青果は、670万トン程度の取扱い数量がある。

卸売市場取扱数量の推移

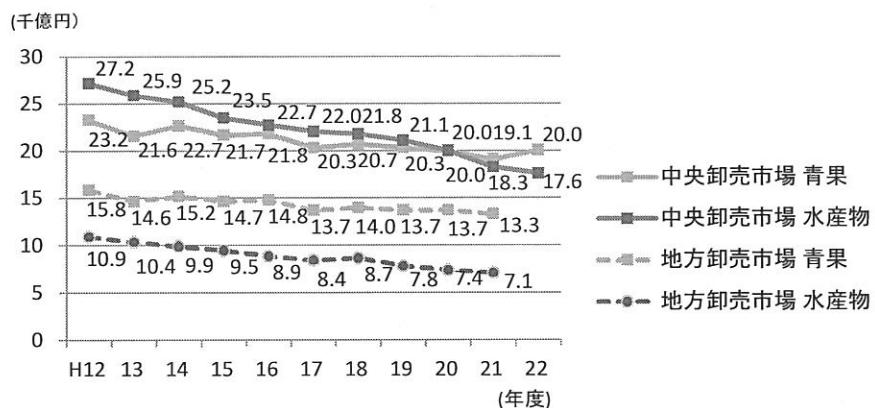


資料：卸売市場データ集（農林水産省）

③卸売市場取扱金額の推移

- ・中央卸売市場、地方卸売市場ともに取扱い金額は減少傾向にあるが、青果については減少率が比較的小さい。
- ・地方卸売市場の青果については、1兆3千3百億円程度で推移している。

卸売市場取扱金額の推移

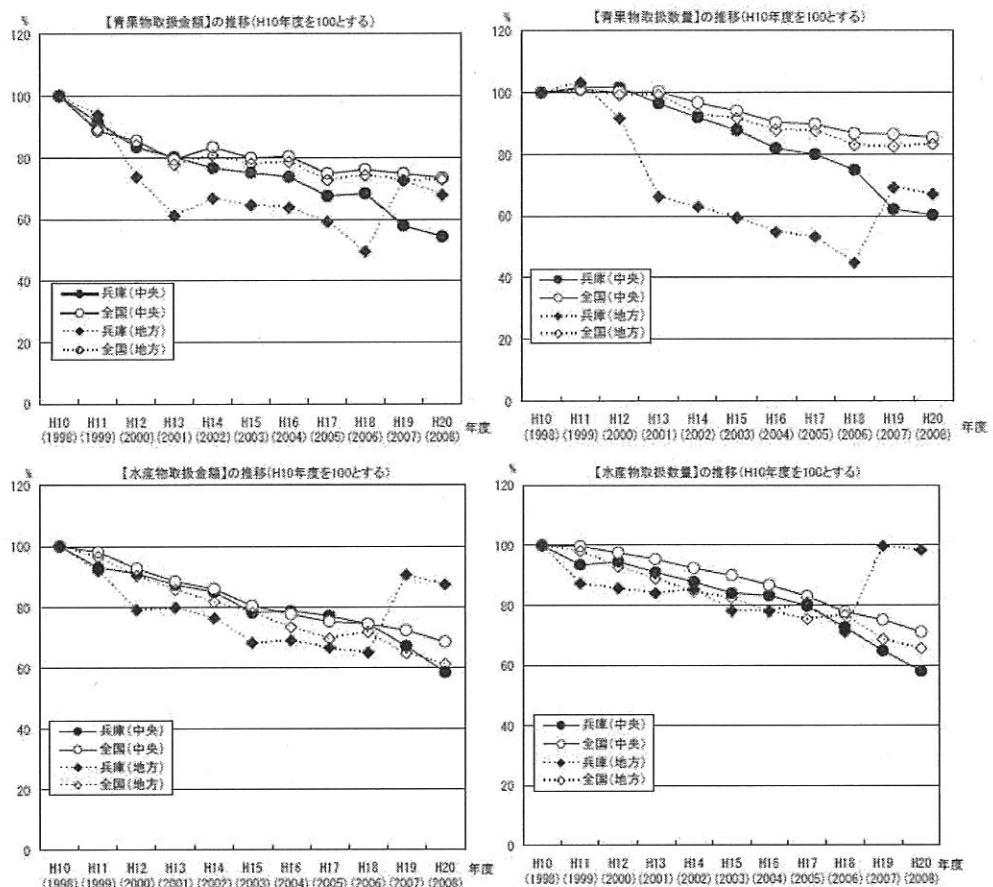


資料：卸売市場データ集（農林水産省）

④兵庫県内卸売市場の取扱数量・金額の推移

- ・兵庫県内の中央卸売市場、地方卸売市場ともに取扱数量、取扱金額は減少傾向にあり、特に青果物は全国に比べると減少割合が大きい。

兵庫県内卸売市場の取扱量・金額の推移



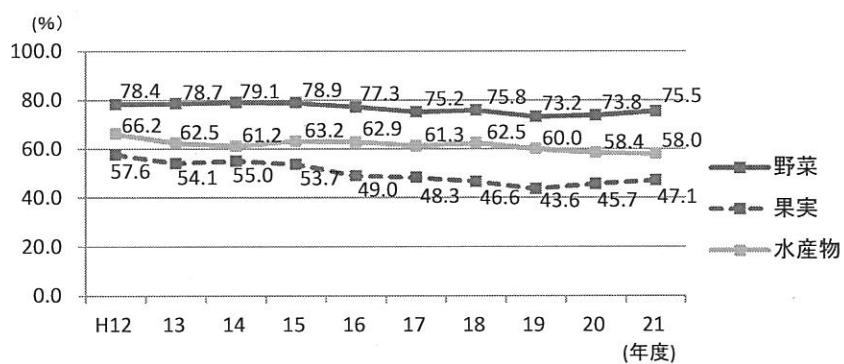
注：県内で平成19（2007）年度に中央市場から地方市場へと転換した市場が存在するため、取扱金額、同数量ともに兵庫（中央）が減少し、兵庫（地方）が増加している。

資料：兵庫県卸売市場整備計画（第10次）（兵庫県）

⑤卸売市場経由率

- ・卸売市場経由率は減少傾向にあり、特に果実の卸売市場経由率の低下が著しい。野菜は平成21年度時点では75.5%となっている。
- ・このことは、農産物直売所の増加や大型スーパーによる産地からの直接取引の増加も一因であるといえる。
- ・しかしながら、その大きな理由は加工品の増加であるとの指摘がある。すなわち、加工原料については、加工会社と産地との契約取引が市場外で多いためとされている。

卸売市場経由率の推移



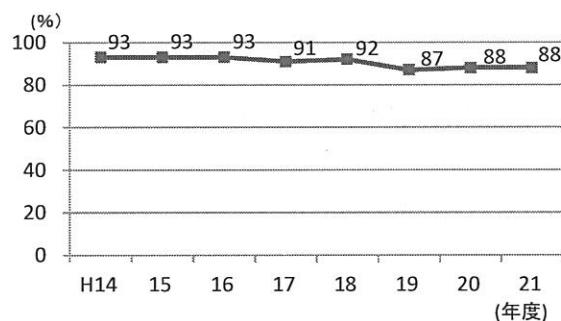
資料：卸売市場データ集（農林水産省）

※卸売市場経由率

国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物のうち、卸売市場を経由したものの数量割合の推計値

- ・また、国産青果物の卸売市場経由率は平成21年でも88%を維持していることから、輸入青果物の増加によって、全体の卸売市場経由率が低下していると言うこともできる。必ずしも、流通における卸売市場の役割が低下しているだけではない。

国産青果物の卸売市場経由率の推移

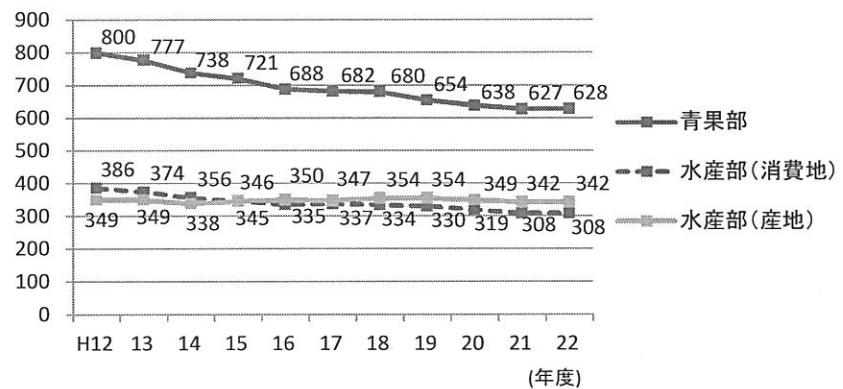


資料：卸売市場データ集（農林水産省）

⑥地方卸売市場の卸売業者数の推移

- ・卸売業者数は減少傾向にあり、特に青果部の卸売業者数の減少が著しい。

地方卸売市場の卸売業者数の推移



資料：卸売市場データ集（農林水産省）

⑦卸売市場の再編整備に係る全国的動向

- ・卸売市場法の改正により、国としては、卸売市場の再編を促進する方向性が示された一方で、各地の卸売市場では、中央卸売市場から地方卸売市場へ、公設公営から公設民営、あるいは民営化の動きが現れてきている。

●事例：中央卸売市場から地方卸売市場へ

平成 19 年度	・川崎市中央卸売市場南部市場 ・藤沢市中央卸売市場 ・尼崎市中央卸売市場 など
平成 20 年度	・吳市中央卸売市場 ・下関市中央卸売市場 など
平成 21 年度	・函館市中央卸売市場 ・室蘭市中央卸売市場 など
平成 22 年度	・山形市中央卸売市場 ・松山市中央卸売市場水産市場 など
平成 23 年度	・甲府市中央卸売市場 ・富山市中央卸売市場
平成 24 年度	・秋田市中央卸売市場 ・岡山市中央卸売市場（花き部） など

●事例：指定管理者制度の導入

- ・大阪府中央卸売市場（平成 24 年～、大阪府中央卸売市場管理センター株）
- ・甲府市地方卸売市場（平成 24 年～、甲府市地方卸売市場協会）
- ・都城市公設地方卸売市場（平成 22 年～、株都城公設卸売市場） など

●事例：民営化

- ・湘南藤沢地方卸売市場（平成 24 年～、開設者：湘南青果株）
- ・北勢地方卸売市場（平成 22 年～、開設者：北勢公設卸売市場株）
- ・桐生地方卸売市場（平成 21 年～、開設者：桐生地方卸売市場株）
- ・地方卸売市場 長岡中央青果株式会社（平成 14 年～、開設者：長岡中央青果市場株） など

(2) これからの卸売市場に求められる機能

①卸売市場制度の変遷

中央卸売市場法は大正 12 年に交付・施行されたが、昭和 46 年の卸売市場法制定により、地方卸売市場が創設され、中央卸売市場法と合わせて規定された。

その後、平成 11 年及び平成 16 年に、卸売市場を取り巻く環境の変化に合わせて、それぞれ法律の改正を行って今日に至っている。

とりわけ卸売市場の再編整備、食の安全・安心への対応促進、卸売市場運営の強化に向けた規制緩和などが示されている。

	主な内容
卸売市場法 昭和 46 年 4 月 3 日交付 同年 7 月 1 日施行	1. 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（農林大臣）並びに都道府県卸売市場整備計画（都道府県知事） 2. 卸売市場整備に対する国の助成 3. 中央卸売市場開放区域の指定と農林水産大臣による開設の認可制 4. 農林水産大臣による卸売業者の許可制と卸売業者に対する監督規定の整備 5. 開設者による仲卸業者の許可制と売買参加者の承認制 6. セリ・入札及び委託集荷の原則やその例外としての相対取引、買付集荷の規定の整備 7. 地方卸売市場の開設及び卸売業者に関する都道府県知事の許可制と取引規定の整備
平成 11 年改正 平成 11 年 7 月 26 日交付 同年 7 月 26 日施行	1. 市場関係業者の経営体質の強化 2. 取引方法の改善 3. 卸売市場の再編の円滑化
平成 16 年改正 平成 16 年 6 月 9 日交付 同年 6 月 9 日施行	1. 食の安全・安心への対応 2. 規制の弾力化 3. 市場機能の強化 (1) 卸売市場の再編の促進 ① 中央卸売市場整備計画に、地域の特性・要望に十分配慮し、市場ごとの自主性を基本に、運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場の位置づけ ② 卸売市場の再編を進めるための手続き規定を整備

②卸売市場に求められる機能

これまでに整理したとおり、卸売市場法の平成16年改正、及び国の「卸売市場整備方針」や「兵庫県卸売市場整備計画（第10次）」において、これから卸売市場に求められる機能や課題解決のための取り組みが挙げられている。

卸売市場として、従来の卸売市場の機能に加えて、今後さらに新規あるいは充実が求められる機能として次のようなものが考えられる。

<1>産地支援機能

生産者の高齢化等により産地側の出荷力が弱まっている中で、卸売市場では集荷力を高めるための工夫に取り組む必要がある。例えば、産地に対して買出入人等のニーズを反映した品目や品種などの情報を提供したり、農産品のブランド化などを通じて産地育成を図るなど産地支援のための機能を高める必要がある。

<2>加工調製機能

量販店等大口需要者では、カットや小分け包装など加工調製する機能を外部に求めるニーズが高まっていると言われている。小規模の小売店舗が急激に減少している中、こうしたニーズにも応えられる卸売市場となることで取扱量を確保する必要がある。

<3>品質管理高度化機能

生産者の段階で安全・安心が確保された農林水産物の品質を保ったまま消費者に届けるためには、低温倉庫の整備を進めるなどコールドチェーンシステムの確立に取り組む必要があり、また、県の食品トレーサビリティガイドラインに沿った品質管理に取り組むなど衛生・品質管理の高度化に取り組む必要がある。

<4>食育支援機能

生鮮食料品の消費の減少とあいまって、卸売市場の機能や存在意義等に関する意識の低下も懸念されている。こうした中で、生鮮食料品や流通のプロである卸売市場関係者の経験や知見を生かし、卸売市場らしい食育活動を行う機能を持つことで、消費喚起や卸売市場の理解度向上に取り組む必要がある。

<5>環境配慮機能

環境問題への関心が高まる中、卸売市場としても環境負荷軽減対策に取り組む必要がある。卸売市場関係者のそれぞれが、Reduce（廃棄物発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）、Refuse（不要な物を受け取らない）、Repair（修理使用）、Refine（廃棄につながらない素材の使用）（これらをまとめて6Rという）の視点に立って事業展開する必要がある。

3. 西宮市地方卸売市場・西宮東地方卸売市場の沿革

西宮の卸売市場の歴史は古く、明治 18 年には喜田清左衛門氏が与古道町に市場を開設したと言われている。その後、石在町と染殿町にも青物市場が開かれた時期を経て、青果物を扱う卸売市場は現在地に集約された。昭和以降の主な経過は以下のとおりである。

- 昭和 7 年 西宮魚菜市場開設（後の西宮地方卸売市場【民設】、現在はドン・キホーテ）
- 昭和 9 年 西宮中央魚菜市場開設（現在の西宮東地方卸売市場【民設】）
- 昭和 23 年 西宮市中央魚菜市場開設（現在の西宮市地方卸売市場【公設】）
- 昭和 48 年 卸売市場法の改正により、3 市場がそれぞれ地方卸売市場として発足
- 平成 13 年 西宮地方卸売市場が市場整備計画を断念し市場を廃止

■移転計画の変遷

移転に関する計画は、過去 5 回に渡って検討されたが、いずれも合意には至らなかった。

①【第 1 回高須町移転計画】

昭和 39 年 昭和 34 年 2 月～昭和 37 年 4 月 新卸売市場建設委員会の検討の結果、

- ・卸売市場の性格は中央卸売市場法による市場とする。
- ・用地は 2 万坪とし、立地条件を十分勘案の上、速やかに建設する。

との答申を得、昭和 39 年 12 月の市議会に用地取得を諮られた。しかし、卸売業者の荷受態勢の単複問題に端を発した一部業者の反対等で委員会審議中に地主との契約期限が到来し、移転は実現しなかった。

②【第 2 回高須町移転計画】

昭和 43 年 卸売業者、東洋建設他関係 2 社、西宮市の三者対等出資による民営総合卸売市場を高須町に建設し移転を図ることとし、3 月の市議会に関係予算を提案する予定であったが、会期中に一部業者から強い反対が起り、議会提案を保留。業者説得に努めるも調整がつかず、9 月に移転が断念された。

③【西宮浜移転計画】

昭和 57 年 業界から、埋立地で公設公営による整備への要望が提出された。
昭和 59 年 業界からの要望を受け西宮市から、移転先は西宮浜、市場運営は第 3 セクター、条件として、市場の統合、競りの導入、業者の統廃合、移転に関する補償はなしとの提案がされた。
昭和 61 年 業界は、第 3 セクター方式を了承。その後、市の提案に対するアンケート調査を実施したが、154 社のうち賛成は 72 社で市として移転は困難と判断し移転が断念された。

④【仮設移転計画】

平成 7 年

平成 7 年兵庫県南部地震発生。翌日、震災復旧の支援要請が市にあった。開設者等協議会、新市場建設促進協議会、西宮市等で仮設移転合意したが、2 度のアンケート調査を実施するも反対する業者が多数あり、移転を断念した。

⑤【鳴尾浜移転計画】

平成 9 年

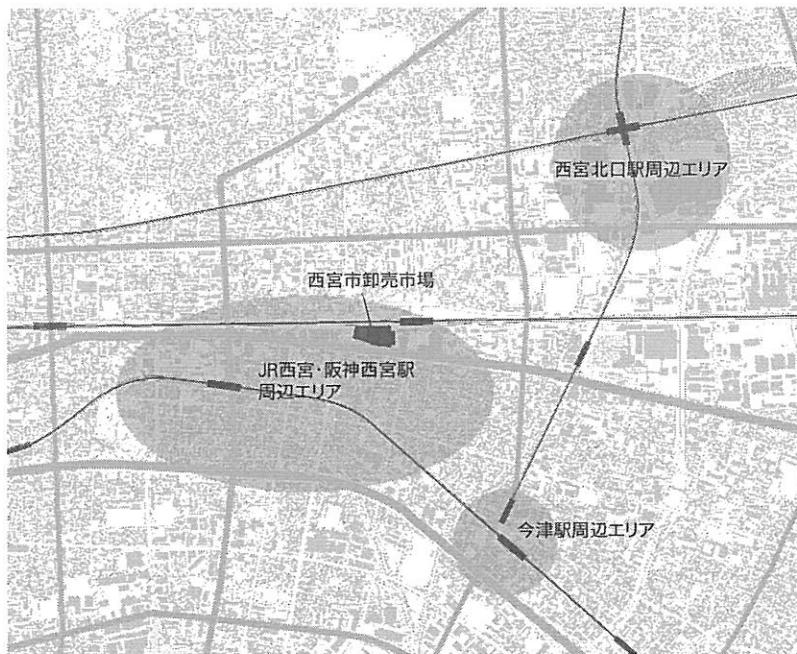
鳴尾浜移転に関する最終の意思確認がなされたが、移転に反対する業者が多数いたため移転は実現しなかった。

4. 西宮市地方卸売市場・西宮東地方卸売市場の概要

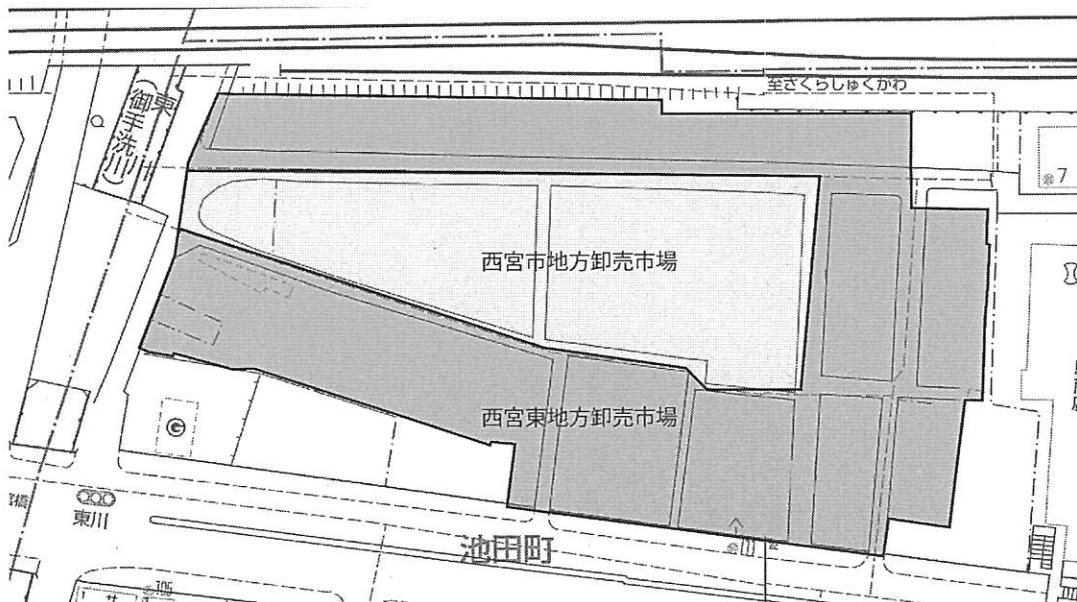
①位置

西宮市卸売市場は、JR西宮駅の南西徒歩1分の位置にあって、北はJR鉄道敷きに面し、南は国道2号線に、東は再開発された商業ビルに、西は東川に併行する市道に面している。

位置図（広域）



位置図（詳細）



②市場の概要

西宮市卸売市場は2つの卸売市場に分かれているが、卸売業者のうち4社は両方の卸売市場の場所を複数箇所利用している。

		西宮市地方卸売市場	西宮東地方卸売市場
開設者		西宮市 西宮市長	西宮東地方卸売市場協同組合 理事長
認可者		兵庫県知事	兵庫県知事
開設年		昭和23年	昭和9年
卸売業者数	青果	18	13
	水産	0	2
関連業者数		3	24
敷地面積		3,481.12 m ²	9,838.00 m ²
駐車場面積		820.52 m ²	2,018.00 m ²
所有関係	土地	民	民(一部市有地)
	建物	民(一部市有)	民
根拠法令等		卸売市場法 兵庫県卸売市場条例 西宮市地方卸売市場条例	卸売市場法 兵庫県卸売市場条例 西宮東地方卸売市場業務規程

※平成24年4月現在

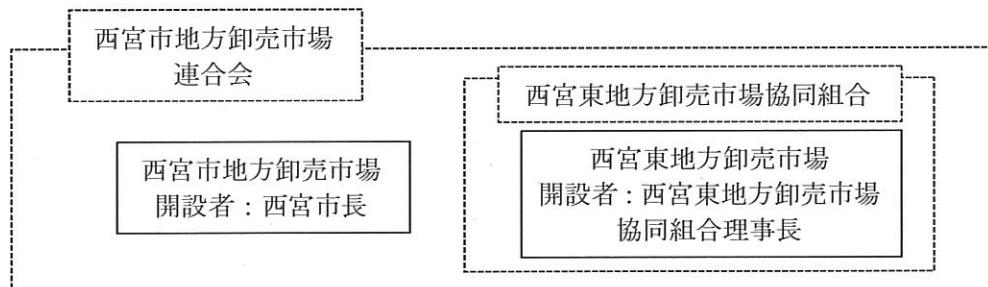
※卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸のため開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう(卸売市場法第2条第2項)

③組織の概要

西宮市地方卸売市場連合会と西宮東地方卸売市場協同組合があり、西宮市地方卸売市場連合会には西宮市地方卸売市場と西宮東地方卸売市場両方の卸売業者が所属している。

組織の概要

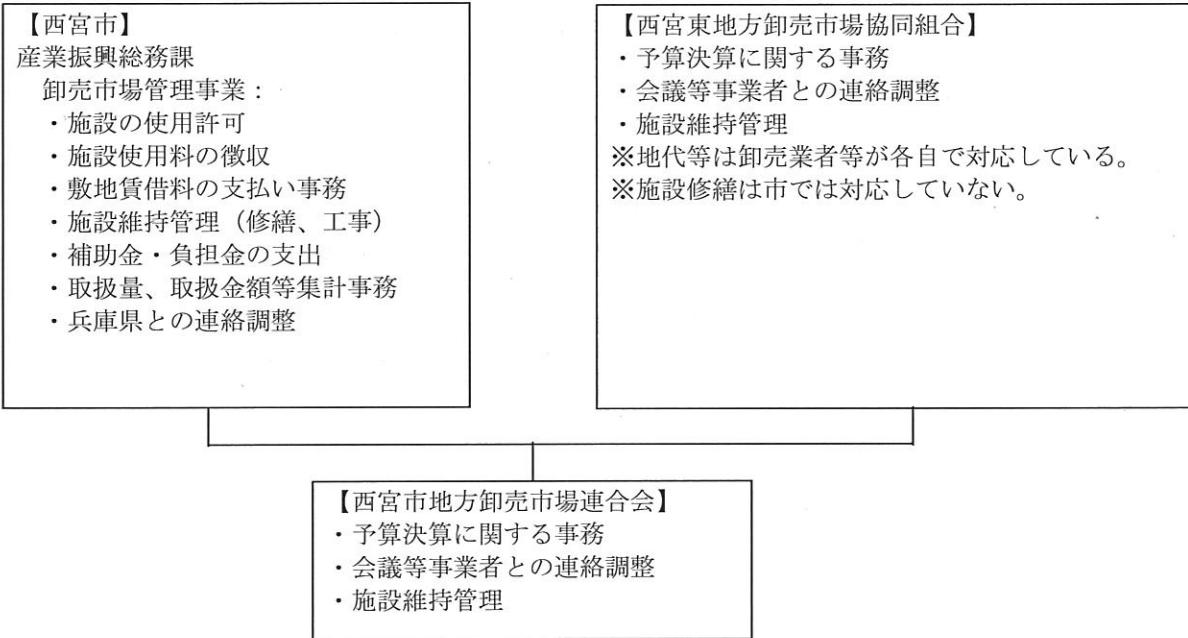


西宮市地方卸売市場連合会では、総会が年1回、役員会が適宜開催されている。また、部会として、青果部、関連事業部（鮮魚部、塩干部を含む）の2部会があるが、近年ではほとんど開催実績がない。その他、卸売市場全体で情報発信やイベント等の独自の取り組みは行われていない。

④開設者の事務内容

2つの卸売市場は、市場内事務所で業務が行われており、市市場の施設使用料の徴収・敷地賃借料の支払い及び施設修繕以外は、ほぼ一体的に業務が行われている。

開設者の事務内容



4. 西宮市卸売市場の現状

(1) 建物状況の整理

【要点】

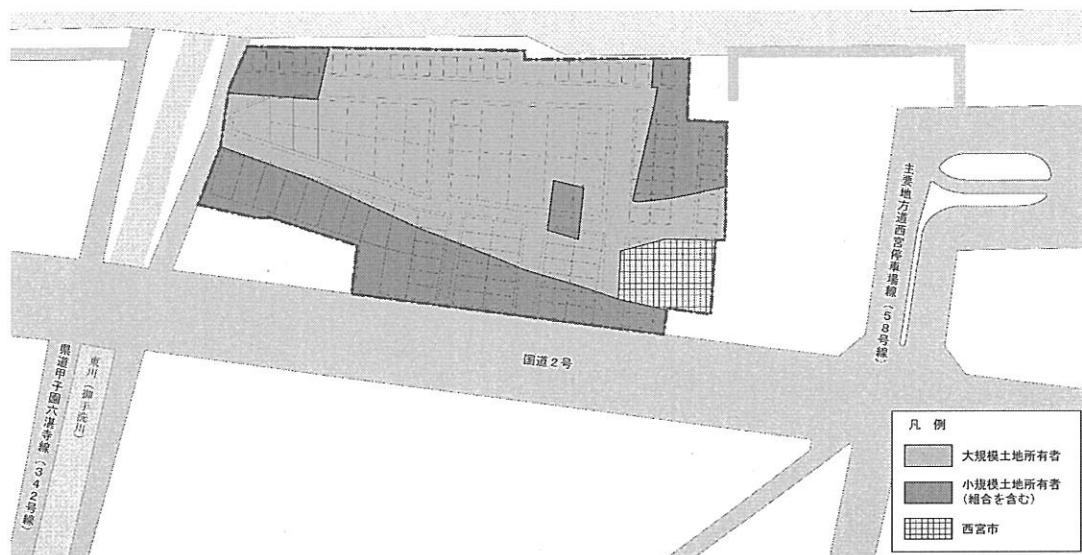
(土地・建物所有及び利用)

- ・土地・建物とも賃借している卸売業者は5割、関連事業者は4割であり、土地だけで見れば、借地は4社に3社の割合となっている。特に、大規模土地所有者が多くの土地を所有している。
- ・土地・建物・利用の権利関係は幅狭しており、施設の改善や配置調整などの大きな障害となっている。
- ・移転・廃業した卸売業者・関連事業者の店舗は、他の卸売業者が利用することで、複数店舗利用する事業者が現れている。
- ・施設建物は、木造が中心で有り、老朽化し、設備不備も顕著である。防災上及び衛生上の問題となっている。
- ・特に関連事業者が集積する東側では、空き店舗や空き家、店舗との併用住宅の住宅専用利用が発生するとともに、空き地が発生している。

(駐車場・荷さばき)

- ・駐車場は敷地外に2箇所あるが十分ではないため、午前8時までは国道2号沿道での荷さばきも行われている。
- ・付加サービスとして、8割の卸売業者が配送サービスを行っているが、車の動線において、卸売市場内でサーチュレーションが組めていないほか、駐車・荷さばきスペースが不足している。

土地の所有状況

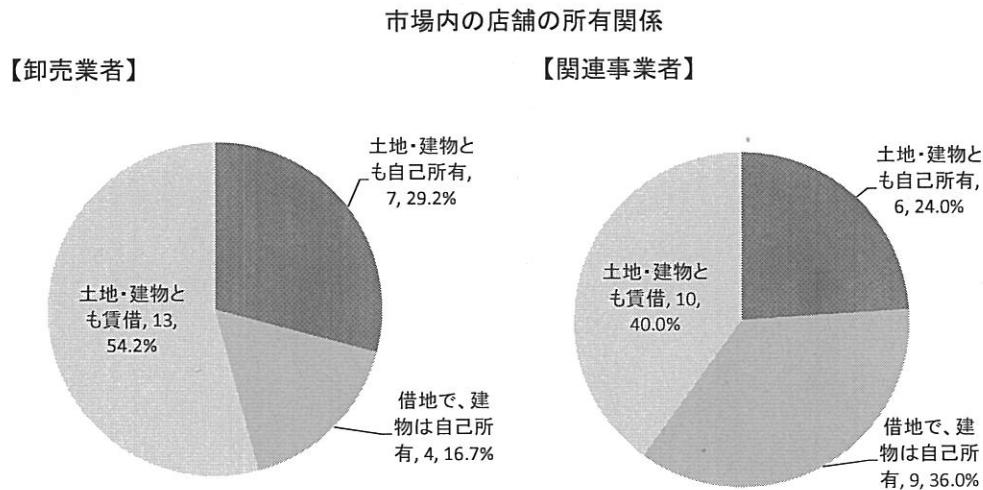


建物の状況



①市場内の店舗の所有関係

- ・卸売業者、関連事業者ともに「土地・建物とも賃借」が最も多く、特に卸売業者は全体の5割を占める。
- ・関連事業者は「借地で、建物は自己所有」という事業者も約4割と比較的多い。

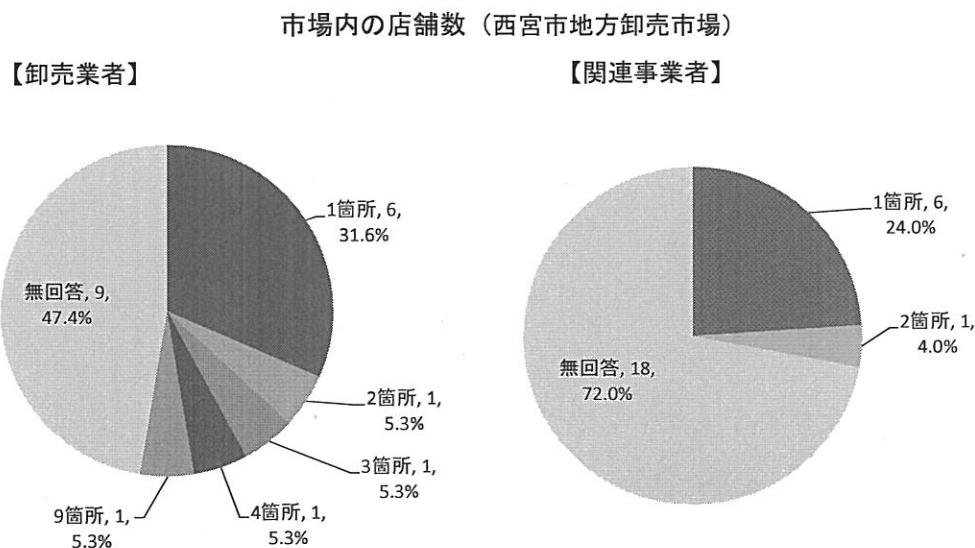


注：グラフのラベルは回答項目,回答件数,割合の順で表示（以下、「西宮市卸売市場アンケート調査」の円グラフについては同様）

資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成24年7月実施）

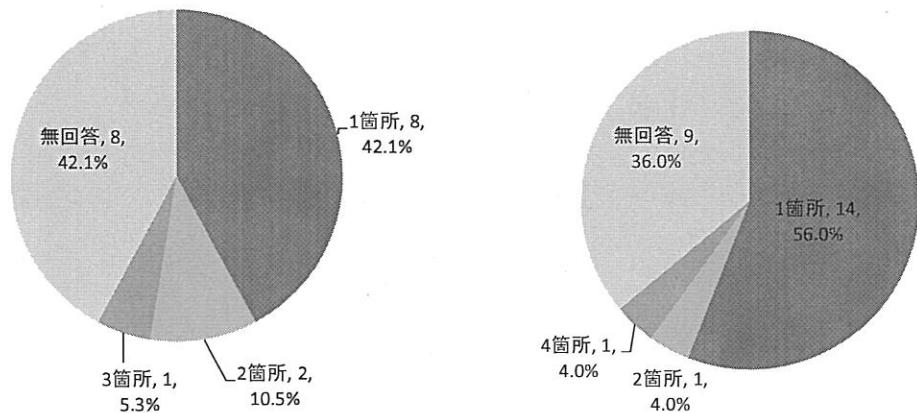
②市場内の店舗数

- ・卸売業者は複数のお店を所有している事業者が約2割あり、最も多い事業者では9箇所のお店を所有している。
- ・関連事業者は1箇所のみの所有が多く、西宮東地方卸売市場で事業を行っている事業者が多い。



市場内の店舗数（西宮東地方卸売市場）

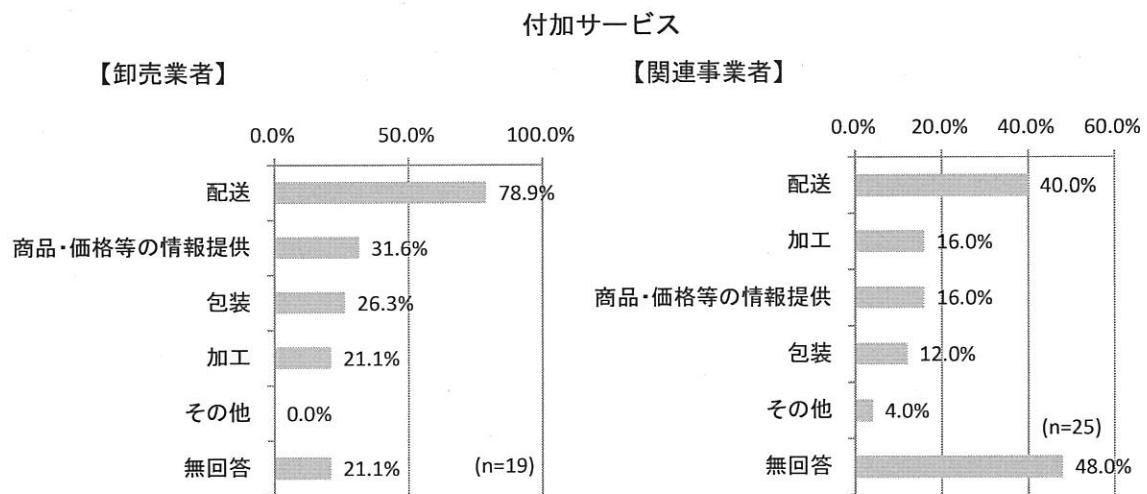
【卸売業者】 【関連事業者】



資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成24年7月実施）

③付加サービス

- ・卸売業者、関連事業者ともに「配送」を行っている事業者は多く、特に卸売業者は全体の約8割が「配送」を行っている。



資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成24年7月実施）

(2) 流通の実態

【要点】

(取扱数量・金額)

- ・西宮市地方卸売市場では、野菜の取扱金額が大きく、平成23年度時点で野菜18.1億円の取り扱いがある。
- ・西宮東地方卸売市場では、野菜は平成23年度時点で3.8億円と少なく、逆に果実は平成23年度時点で15.1億円の取扱金額がある。

(買受人の市内割合・評価)

- ・西宮市場は市内の生鮮食料品（特に青果）の流通において、一定の役割を果たしている。西宮市を販売先の一つとしている卸売業者や関連事業者の中では、約6割が市内向けであり、買受人の所在地の半数は西宮市となっている。

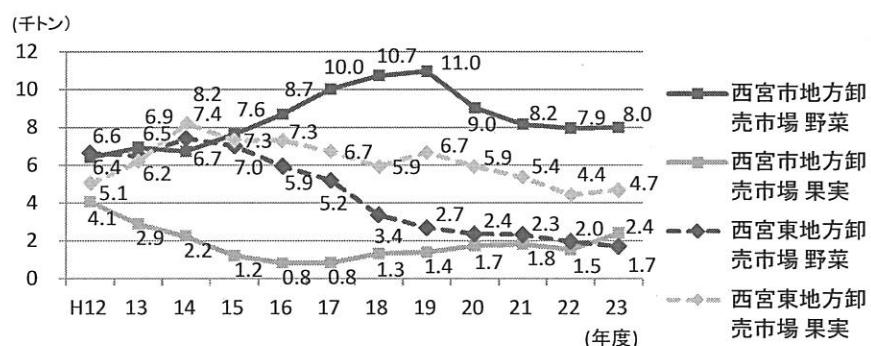
(買受人からの西宮市市場の評価)

- ・買受人からは、希望する量の入荷について比較的評価が高い。
- ・一方で、品揃えについては、やや不満の声も多く、他の市場、特に近隣の尼崎市公設地方卸売市場や神戸市中央卸売市場東部市場などからも仕入れている買受人は多い。

①取扱数量の推移

- ・西宮市地方卸売市場では、野菜、果実ともに取扱数量が減少傾向にあるが、野菜は平成23年度時点で野菜8,000トンと依然取扱量が多い。
- ・西宮東地方卸売市場では、野菜は平成23年度時点で1,700トンと少なく、逆に果実は減少傾向にあるものの平成23年度時点で4,700トンの取り扱いがある。

取扱数量の推移

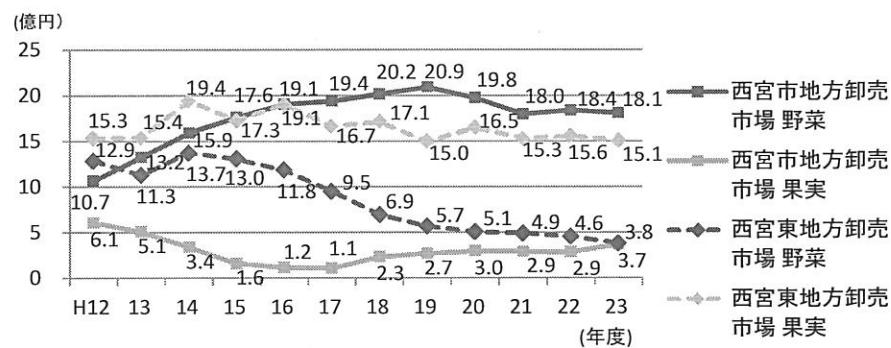


資料：西宮市

②取扱金額の推移

- ・西宮市地方卸売市場では、野菜の取扱金額が大きく、平成 23 年度時点で野菜 18.1 億円の取り扱いがある。
- ・西宮東地方卸売市場では、野菜は平成 23 年度時点で 3.8 億円と少なく、逆に果実は平成 22 年度時点で 15.1 億円の取扱金額がある。

取扱金額の推移

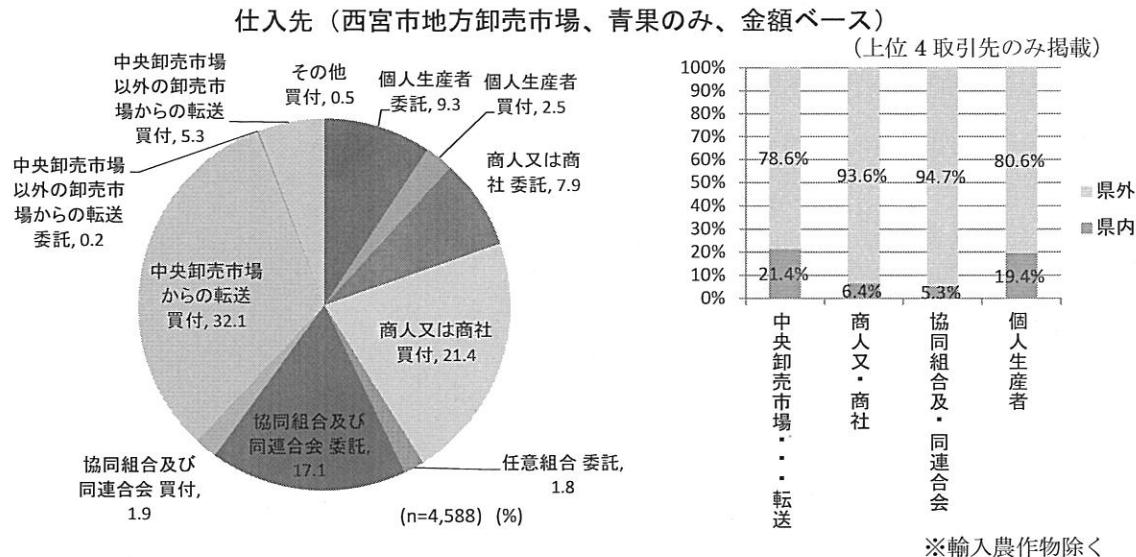


資料：西宮市

③仕入先

○西宮市地方卸売市場の仕入先

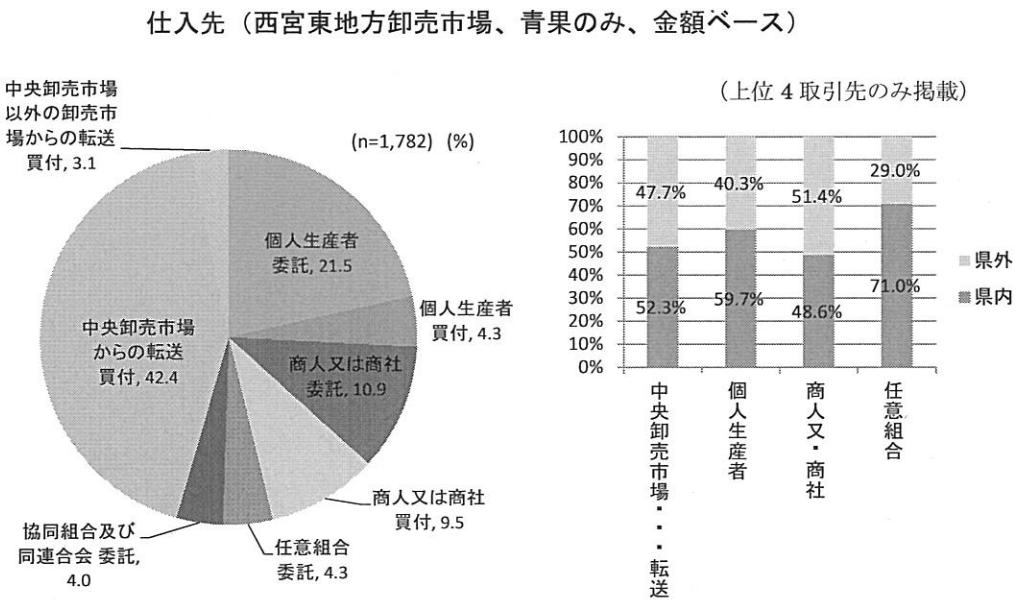
- ・仕入先は中央卸売市場からの転送が最も多く、全体の32%を占める。次いで商人または商社からの買付が21.4%と多い。
- ・仕入先は県外からの割合が高い。



資料：平成 22 年度 地方卸売市場実態調査

○西宮東地方卸売市場の仕入先

- ・仕入先は中央卸売市場からの転送が最も多く、全体の42%を占める。次いで個人生産者からの委託が21.5%と多い。
- ・仕入先は県外と県内がそれぞれ半分程度となっている。

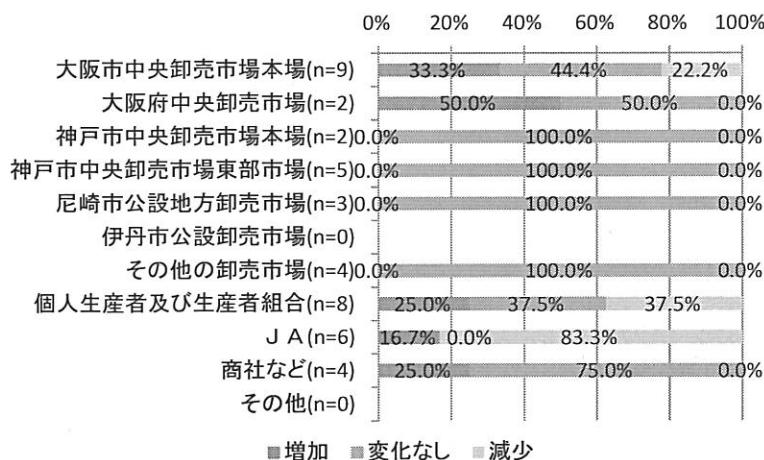


資料：平成 22 年度 地方卸売市場実態調査

④過去3年間の仕入量の変化

- ・大阪市中央卸売市場本場からの仕入れ量は「変化なし」「減少している」という事業者がそれぞれ4割と多いが、「増加している」という回答も3割程度ある。
- ・個人生産者及び生産組合からの仕入れ量は「変化なし」という事業者が最も多いが、「増加している」という回答も3割程度ある。
- ・JAからの仕入れ量は「減少している」という事業者が多く、約8割が減少していると回答している。

過去3年間の仕入量の変化



※仕入れ量の変化について回答しているのは19社中15社

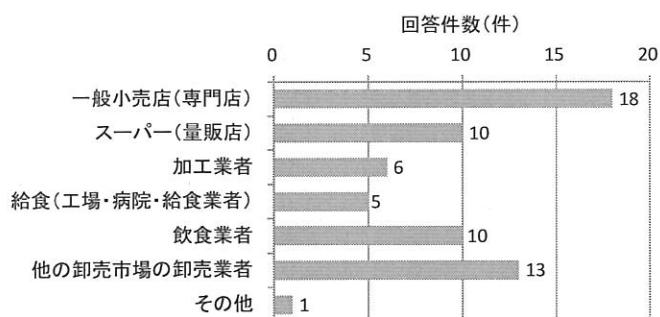
資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成24年7月実施）

⑤販売先（業態）と販売量の変化

【卸売業者】

- ・販売先として多くの事業者が取引しているのは「一般小売店（専門店）」や「他の卸売市場の卸売業者」。
- ・もっとも販売量の多い販売先としては、「一般小売店（専門店）」や「スーパー（量販店）」が多い。

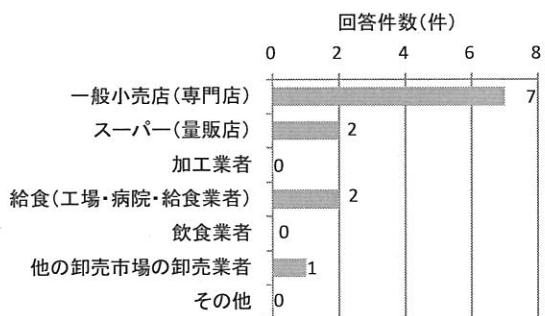
販売先（業態）



もっとも販売量の多い販売先（業態）

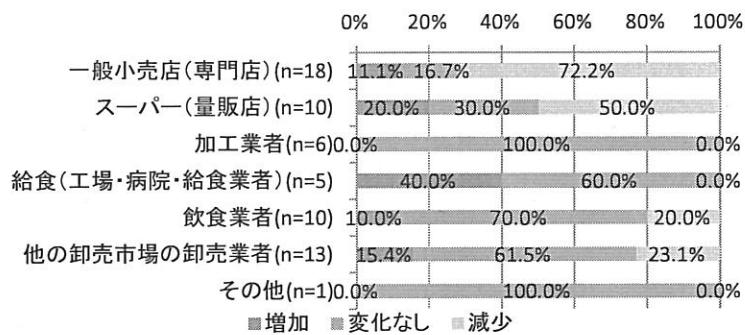


2番目に販売量の多い販売先（業態）



- ・一般小売店（専門店）への販売量が「減少している」という事業者は約7割なのに対して、スーパー（量販店）への販売量が「減少している」という事業者は約5割と比較的少ない。
- ・他の卸売市場の卸売業者への販売量は「変化なし」という事業者が最も多く、販売量は安定している。

過去3年間の販売量の変化



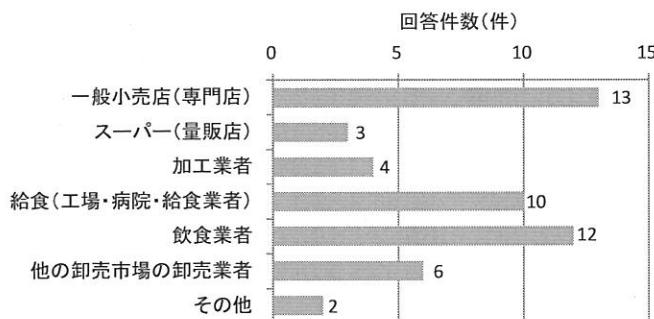
※販売量の変化について回答しているのは19社中19社

資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成24年7月実施）

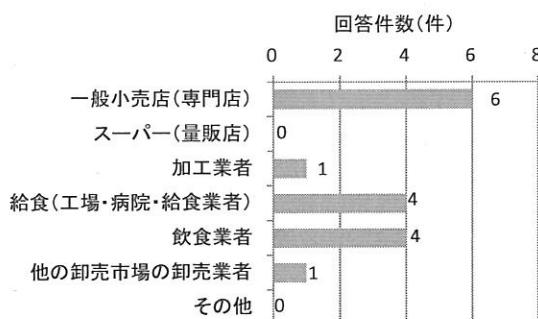
【関連事業者】

- 販売先として多くの事業者が取引しているのは「一般小売店（専門店）」や「飲食業者」。
- もっとも販売量の多い販売先としては、「一般小売店（専門店）」や「給食（工場・病院・給食業者）」「飲食業者」が多い。

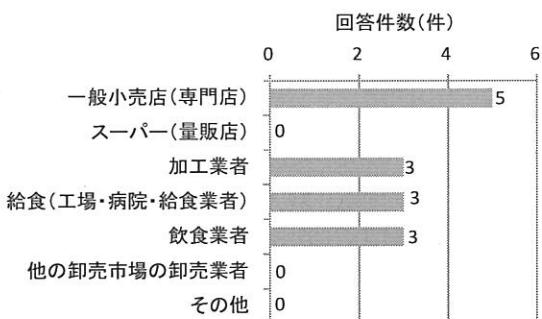
販売先（業態）



もっとも販売量の多い販売先（業態）

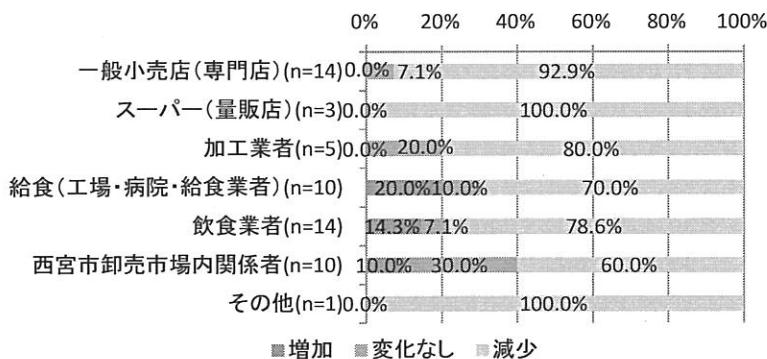


2番目に販売量の多い販売先（業態）



- 一般小売店（専門店）への販売量が「減少している」という事業者は約9割なのに対して、給食（工場・病院・給食業者）への販売量が「減少している」という事業者は7割と比較的少なく、2割が「増加している」と回答している。

過去3年間の販売量の変化



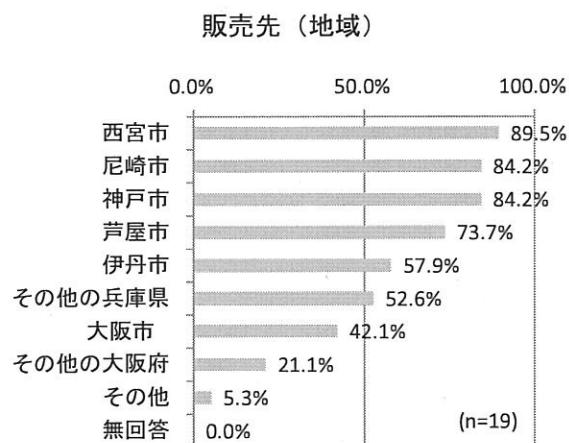
※販売量の変化について回答しているのは 25 社中 19 社

資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成24年7月実施）

⑥販売先（地域）

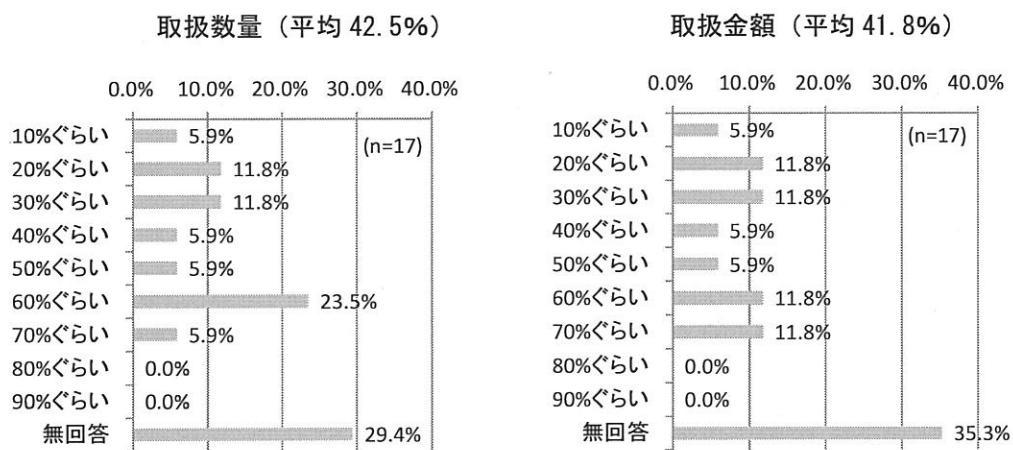
【卸売業者】

- 現在の販売先（地域）としては、「西宮市」が最も多く、「尼崎市」や「神戸市」なども比較的多い。



※西宮市内の販売先の割合

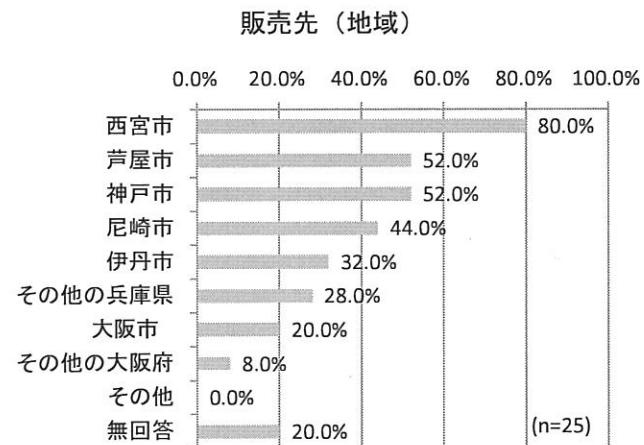
- 取扱数量、金額ともに20~30%程度と比較的少ない事業者と60~70%程度の比較的多い事業者に分かれる。



資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成24年7月実施）

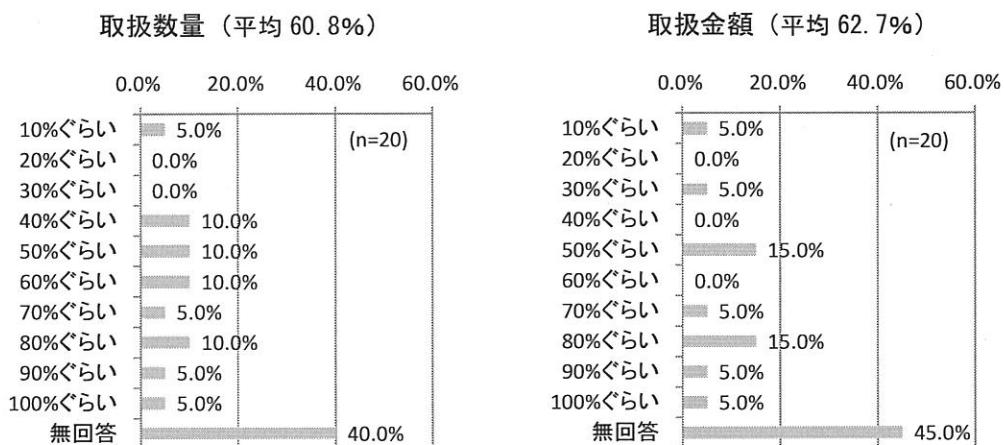
【関連事業者】

- ・現在の販売先（地域）としては「西宮市」が最も多く、最も多い販売先（地域）としても「西宮市」という意見が最も多い。



※西宮市内の販売先の割合

- ・取扱数量、金額ともに 50～80%程度の事業者が多く、卸売業者に比べると割合の高い事業者が多い。



資料：西宮市卸売市場アンケート調査（平成 24 年 7 月実施）